

報告第8号

令和7年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.07)	— (18.07)	8.4 (25.0)	30.3 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和 7 年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和 8 年 8 月 1 7 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 58 号
令和 8 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 金 子 敏 明 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 7 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和7年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和8年8月5日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.07
② 連結実質赤字比率	—	—	18.07
③ 実質公債費比率	8.4	8.5	25.0
④ 将来負担比率	30.3	47.4	350.0

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

① 実質赤字比率

令和7年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△7.53%（令和6年度△6.31%）となっており、早期健全化基準の13.07%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率

令和7年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△17.85%（令和6年度△16.73%）となっており、早期健全化基準の18.07%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率

令和7年度の実質公債費比率は8.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の8.5%と比較すると0.1ポイント改善している。

④ 将来負担比率

令和7年度の将来負担比率は、30.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の47.4%と比較すると17.1ポイント減少している。

2 資金不足比率審査（公営企業）

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和7年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、下記のとおり資金不足額もなく、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和7年度	令和6年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示

第7 審査意見

令和7年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率は基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値に対比すると良好とは言えない。特に、実質公債費比率や将来負担比率については行財政運営に課題が残るものとなっている。

本市の財政を取り巻く環境は、健全化判断比率をはじめ財政分析結果等を勘案すると、総合的に見て依然として厳しい環境下にある。

今後とも、各指標の推移には十分留意のうえ、中長期的財政見通しに基づく財政指標の数値基準や取り組み事項を定める等の目標を設定するとともに、内部統制の実効性を高め、ガバナンスの一層の強化を図りながら、将来を見据えた持続可能な行財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$